

八王子市町会・自治会等掲示板設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町会等が実施する掲示板の設置事業に対し、市が当該年度において予算の範囲内で交付する補助金について、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町会等が行う掲示板設置を推進し、地域住民のコミュニティ活動の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 町会等 町会、自治会その他これらに類する団体をいう。
- (2) 掲示板 町会、自治会で管理している掲示物を掲示するための構造物等をいう。
- (3) 新 設 未設置の箇所に新たに掲示板を設置すること、または従前に設置していた掲示板を撤去し新たに設置することをいう。
- (4) 修 繕 現在ある掲示板の位置を変更せず、破損等により使用できなくなった掲示板の一部を修繕し原状回復することをいう。
- (5) 移 設 既設の掲示板を他の場所に移動して再設置することをいう。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の表のとおりとする。ただし、補助対象経費が補助基本額に満たない場合は、その額に補助率を乗じた額を補助金額とする。（千円未満切捨て。）

区分	工事内容	補助基本額	補助率	補助限度額
事業者に依頼する場合	新設または移設	200,000円	9/10	180,000円
	修 繕	56,000円	9/10	50,000円
材料調達から設置までのすべてを町会・自治会等のみで行う場合	新設または移設	90,000円	10/10	90,000円
	修 繕	50,000円	10/10	50,000円

2 年度内に申請できる補助金の上限額は、1団体あたり230,000円とする。

3 新設に該当する掲示板の撤去費及び修繕で発生した処分費については、補助金額に含ま

れる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、第1号様式による交付申請書に次の各号の書類を添えて、当該年度終了日の3週間前までに市長に提出するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

(1) 設置箇所を明示した案内図

(2) 掲示板の現況を明示した写真

(3) 設計図

(4) 事業者が依頼するとき：見積書の写し

町会・自治会等が自ら材料を調達し、製作するとき：掲示板材料費の内訳書

(5) 掲示板の新設または移設をする場合について、土地所有者が町会等以外の所有であるときは、土地使用承諾書の写し

(6) その他市長が必要と認めるもの

2 交付申請書の提出は、補助対象事業の工事等着手前とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付決定通知書)

第6条 市長は、前条の交付申請書及び添付書類を確認し、正当であると認めたときは、第2号様式による交付決定通知書により申請者に通知する。

(内容変更等)

第7条 交付決定を受けた者は、市規則第10条による補助対象事業の内容の変更等により、交付決定額に変更を生じた場合は、第3号様式により市長に申請し、市長の承認を得なければならない。

2 前項による承認通知書は、第4号様式とする。

(事業の完了届)

第8条 交付決定を受けた者は、掲示板の設置事業の完了後、支払を終了したときは、速やかに第5号様式による事業完了届に当該工事請負業者の発行する支払領収証（これに準ずるものを含む。）又はその写し、工事竣工後の写真を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の届出確認後に交付するものとする。

(補助金に関する調査等)

第10条 市長は、補助金に関して必要があると認めたときは、町会等に対し本補助事業に係る帳簿等を提示又は提出させ、事業完了後5年間調査することができる。

(手続の省略)

第11条 この補助金の交付手続については、市規則第13条の規定による手続を省略する。

(補助金制度の見直し)

第12条 本補助金は、「補助金制度見直し方針」に基づき、見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。